

与那国町 避難実施要領のパターン

国民保護の枠組み・基礎知識等

今回、与那国町では、避難要領パターンを作成しました。

しかし、疑問等があると思います。

「海上が封鎖されたらどうするの？」

「天候が悪くて船舶や飛行機が使えない場合はどうするの？」


「飛行機や船で何回も往復するなんて非現実的」

「島に残りたい人たちはどうするの？」

「避難先での生活はどうなるの？」

などなど、いろんな場面が想像されると思います。(右の枠へ)

- ・重要なことは、様々な数字等をもとに検討を進めていくこと。
- ・事態認定後では、要領の作成が困難。
- ・普段から、国や自治体、関係機関、団体、住民が役割分担をしておくことが大事。
- ・もしもの場合に備えて、わかっていないこと、まだできていないことを地道に詰めていく努力が非常に重要になってくる。
- ・実際には、発生場所や発生時間なども千差万別であり、この要領パターンがそのまま使えるとは限らないので、これを原型にして、今後も様々なパターンを、国・県・関係機関と共に連携をとりながら作成していく。

令和5年3月31日
 与那国町

国民保護の基本的枠組み・避難実施要領とは

国民保護の基本的枠組み

- 住民の避難などの国民保護のための措置は、国が示した対処基本方針（事態対処法第9条）に基づいて都道府県・市町村・関係機関（※）等が協力して実施。（※）関係機関：指定公共機関・指定（地方）公共機関
- 具体的には、迅速な**避難**、避難住民への**救援**など、住民を守るための取組を推進。

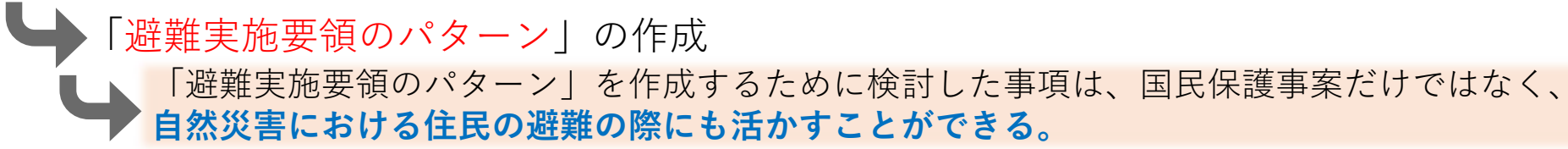
・避難に関する国・地方の役割（例）

主体	役割（例）
国	要避難地域・避難先地域の指示（避難措置の指示）
都道府県	避難の指示、輸送手段の確保、避難先県との調整
市町村	避難実施要領 の作成、住民の避難誘導

避難実施要領とは（国民保護法第61条）

国民保護法とは「**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律**」の俗称
（武力攻撃事態等：武力攻撃事態または武力攻撃予測事態）

- 住民の避難措置に携わる様々な関係機関が、共通の認識のもとで避難活動を円滑に行えるよう、市町村が避難の経路や手段、誘導の実施方法などを定めるもの。
- **市町村長は**、都道府県知事から「避難の指示」があったときは、直ちに**避難実施要領を定めなければならない**とされている。
- 他方で、実際に速やかに住民を避難させるにあたり、避難実施要領に記載すべき各事項について、事案が発生してから検討を始めるのでは、かなりの時間を要することとなる。
- そのため、**あらかじめ「避難実施要領」作成に必要な検討**をしておく必要がある。



国民保護法で対象とする事態

武力攻撃事態等

要領で対象とする事態

- ・武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- 武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態



着上陸侵攻



弾道ミサイル攻撃



ゲリラ・特殊部隊による攻撃



航空攻撃

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、後日、武力攻撃事態に認定されることになる事態も含む。

① 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いた攻撃により甚大な被害が生じる事態



危険物を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等)



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(ターミナル駅や列車の爆破等)



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(炭疽菌やサリンの大量散布、ダーティボム等)



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
(航空機による自爆テロ等)

② 発生初期の段階では武力攻撃事態であるとの判断が困難な事態



攻撃を受けた当初の段階において明確に外部からの武力攻撃と認定しがたい場合

武力攻撃事態等の推移イメージ

平素の状態

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態

要領で対象とする事態

状態	現在	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
各事態における情勢・対応等のイメージ		<p>社会インフラは維持 武力攻撃は発生していない</p> <p>武力攻撃予測事態認定</p>	<p>いわゆる有事の状態 基本指針では以下の4類型を例示</p> <p>武力攻撃事態認定</p>
主な避難形態	行政避難なし (事態の緊迫化に伴う一部自主的な避難は想定される)	域外（島外）避難等 (被害の発生等が予測される地域からの避難)	屋内避難 (基本的に緊急的に身の安全を確保するための避難行動)

武力攻撃予測事態認定後における、住民の島外避難にあたっての避難誘導要領を事前に検討

与那国町 避難実施要領のパターン

先島諸島市町村の避難実施検討（案）
（県外避難想定）

 与那国町

仮定状況

避難実施要領
パターン検討用

X年■月、我が国周辺の情勢悪化。あらゆる外交努力を尽くすも関係は悪化の一途をたどり、国連等が介入するも関係は改善されず。

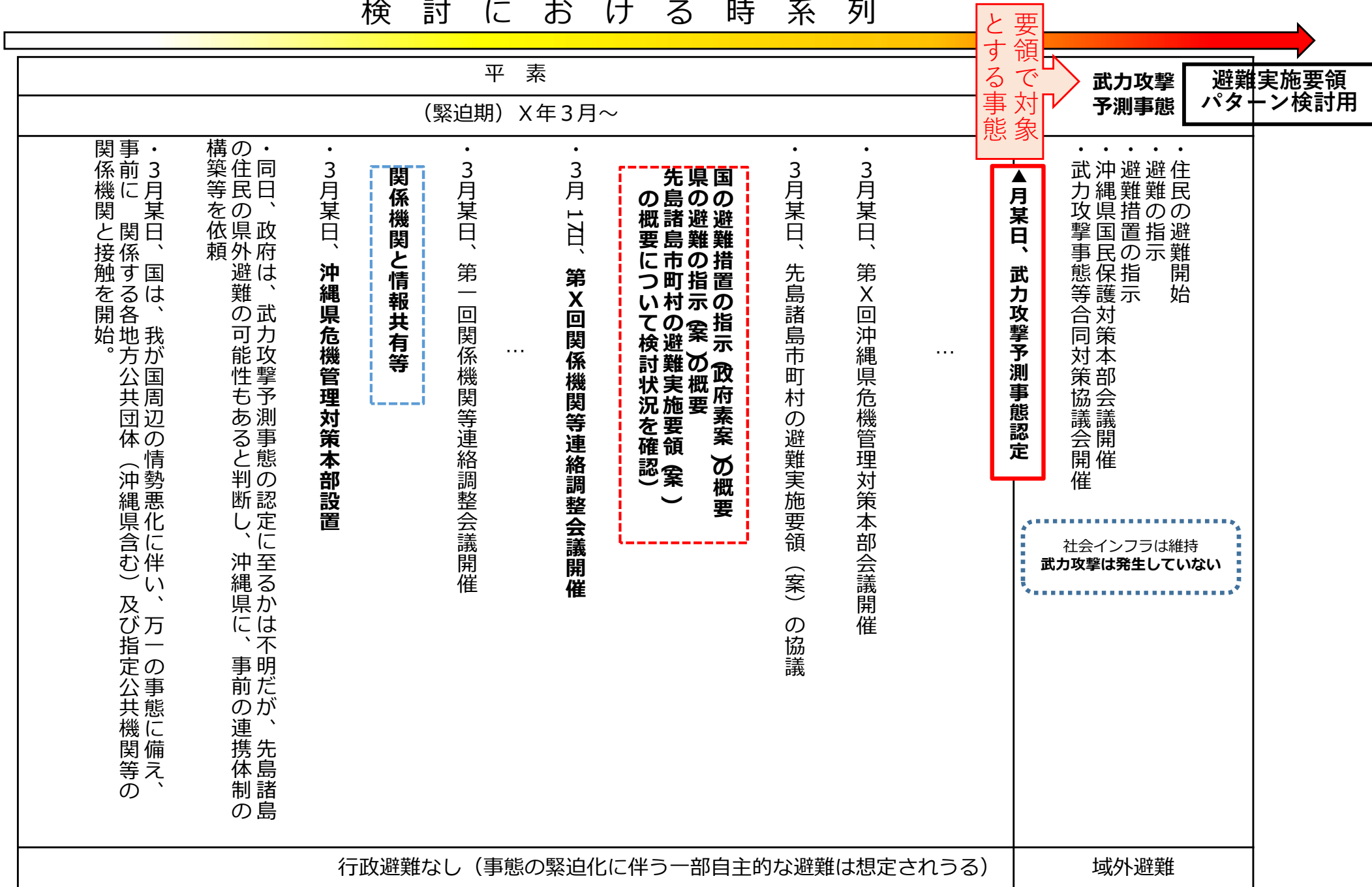
■月某日、日本への影響を現時点で見通すことは困難であるが、万一の事態に備え、国は事前に関係する各地方公共団体（沖縄県含む）及び指定公共機関等の関係機関と接触を開始。

政府は、武力攻撃予測事態の認定に至るかは不明だが、先島諸島の住民を県外へ避難させる可能性もあると判断し、引き続き武力紛争を回避すべく外交努力を継続する一方、沖縄県に、事前の連携体制の構築等を依頼。

■月某日、県は、沖縄県危機管理対策本部を設置し、先島諸島市町村及び関係機関と避難に関する各種調整を開始。

※国民保護措置等について事前検討するための仮定の想定であり、特定の事態を想定したものではない。
また、政府の対応の流れも実際には事態によって一様でない。

検討における時系列



※国民保護措置等について検討するための仮定の想定であり、特定の事態を想定したものではない。

避難措置の指示（政府素案）の概要案

沖縄県全域を要避難地域として、特に、先島諸島5市町村の住民等約12万人を、九州各県で受け入れることを基本として避難を検討。また、避難の交通手段は原則公共交通機関とし、努めて早期に住民の避難が完了するよう検討。

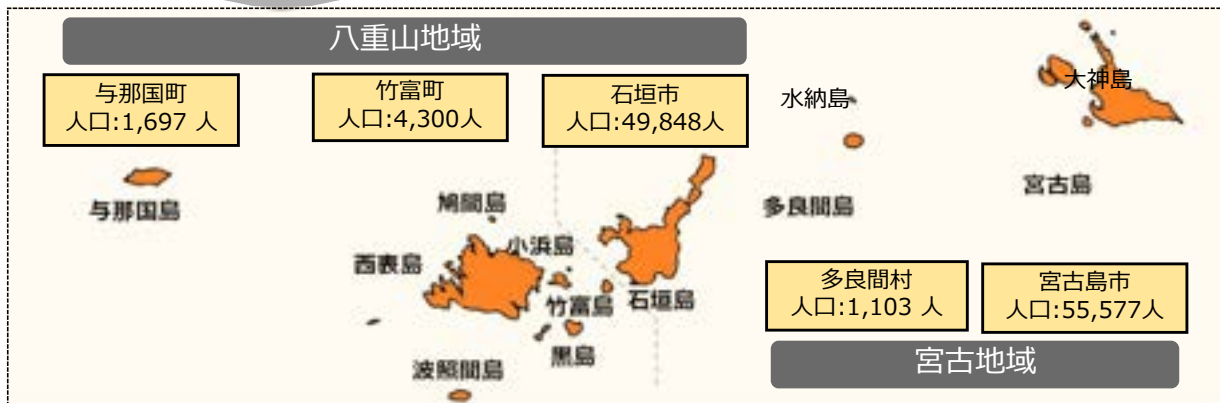
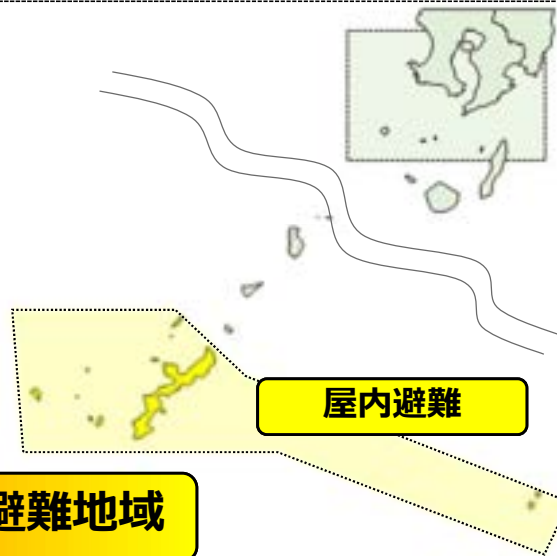
避難措置の指示（政府素案）

- ① 沖縄県全域を要避難地域とする。
- ② 先島諸島5市町村は島外（県外）避難、その他県内市町村は屋内避難
- ③ 避難先地域は、九州各県

先島諸島の市町村の人口

郡	市町村名	人口(人)
宮古・八重山	宮古島市	55,577
	石垣市	49,848
	竹富町	4,300
	与那国町	1,697
	多良間村	1,103
計		112,525

このほか、約1万人の入域者が島外避難が必要な地域に滞在と想定
(出典) 令和3年1月1日現在住民基本台帳人口



避難実施要領 パターン検討用

避難先地域



武力攻撃のおそれのない安全が確保されると想定される地域
九州各県

※九州・山口9県は武力攻撃災害時の相互応援協定あり
※本資料は、今後沖縄県内の住民避難に係る要領等を検討する際の前提（一案）であり、特定の事態を想定したものではない。

※現時点においては、要避難地域を含む全ての地域で安全が確保されている。
※武力攻撃予測事態認定の時期は未確定だが、認定された場合は努めて早期に住民の避難が完了するように、避難の要領等を検討して頂きたい。

県の避難の指示（八重山地域）の概要案

避難実施要領
パターン検討用



1. 要避難地域（島外避難）

石垣市 竹富町 与那国町 （全住民対象）

2. 避難先地域

九州各県

3. 主要な避難の経路・避難のための交通手段

- ・島内は石垣市及び竹富町、与那国町の避難実施要領による
- ・島外避難について、フェリー・航空機

【空路】

- ①与那国空港～新石垣空港
- ②新石垣空港～福岡空港～避難先連絡所～博多駅～各駅～主要国道・県道～避難先自治体

【海路】

- ①祖納港・久部良港～石垣港～空路②又は海路③
- ②竹富東港・小浜港・黒島港・上地港・仲間港・上原港・波照間漁港・船浮港～石垣港～空路②又は海路③
- ②石垣港～鹿児島港（調整中）

4. 住民に避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ・市町村による避難実施要領案の作成等
 - ・県警察本部による交通規制等（国の措置事項を確認中）
 - ・自衛隊、海上保安庁による救援等（国の措置事項を確認中）
- ※その他の措置について国の措置事項を確認中

5. 避難の時期等

- ・避難開始時期：事態認定後、直ちに開始できるよう準備
- ・避難完了時期：努めて早期に完了

6. 県の検討状況

輸送力の検討状況等は次頁以降

県としては、避難措置の指示（政府素案）に基づき、要避難地域（島外避難）の住民等約12万人について、要避難地域を除く九州各県への避難を前提として、速やかに主要な避難の経路や輸送手段等を検討。
また、島外避難区域が拡大した場合に備え、沖縄本島の島外避難についても、並行して検討・準備を行っていく。

主要な避難経路（避難先地域）の考え方（案）



1. 避難先地域の拠点空港（案）

空港の平素の利用人数、各県の受入れ可能性、さらには受入県を広げる場合の移動を考慮し、福岡空港及び鹿児島空港での受入れを想定し、国、航空会社、空港管理事務所等と検討・調整をしている。

2. 避難先地域の拠点港（案）

鹿児島港での受入れを想定し、近海区域を航行可能な船舶の確保に向け、国等と検討・調整をしている。

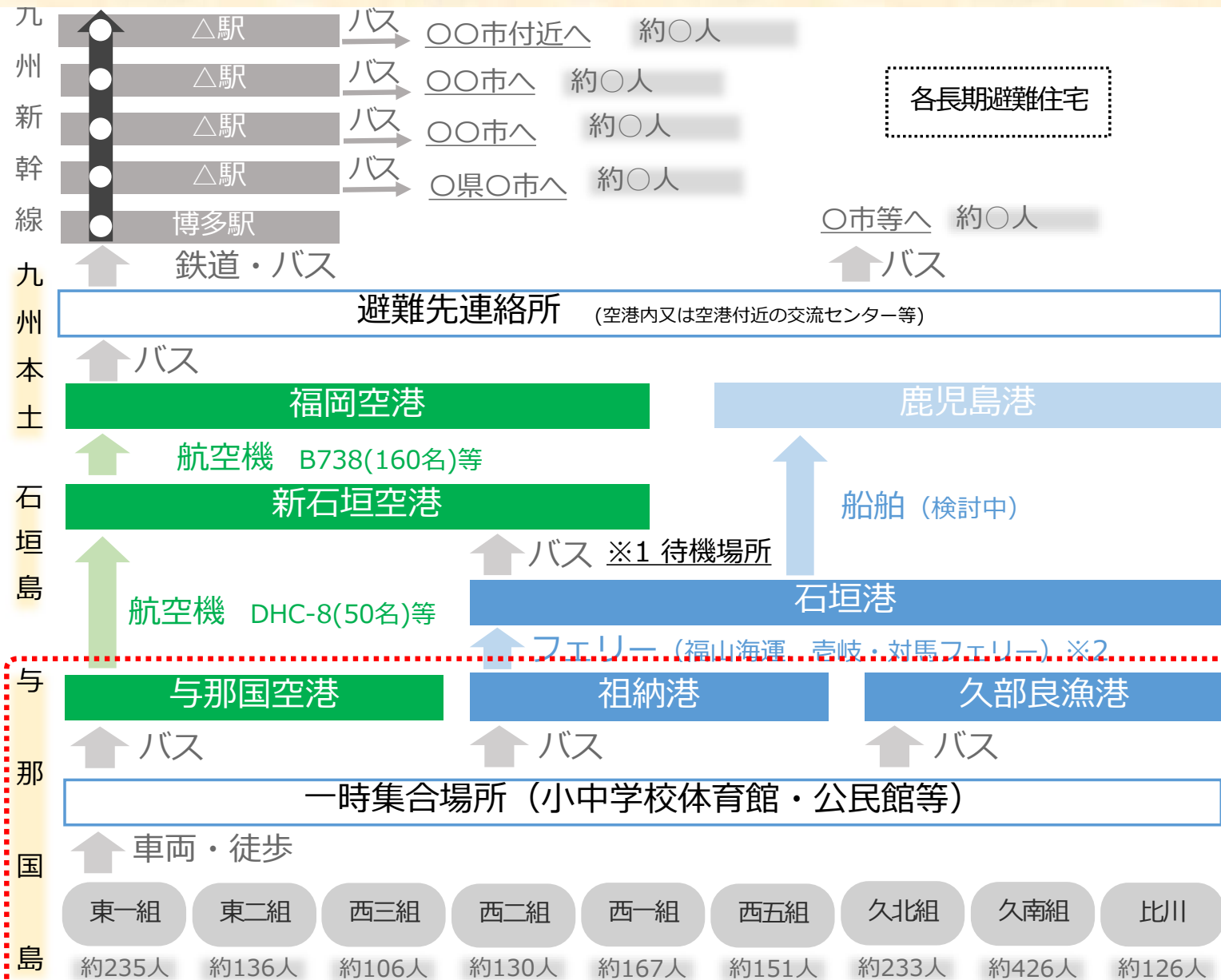
3. 陸路経路（案）

空港受入れ後は、バス等で避難先連絡所(仮称)へ移動、避難先等を確認する。

その後、バスで直接避難先又は、新幹線等で九州各県の避難先へ移動する。

※ 避難先地域の県及び市町村との空港受入れ後の避難・救援の具体的実施方法については、今後、連携要領等も含めて検討する必要がある。

避難経路及び輸送手段のイメージ（与那国町の場合）



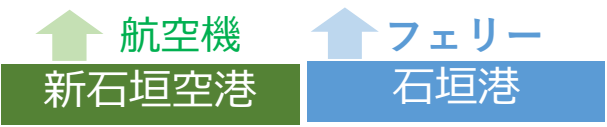
※ 1：石垣島内の待機場所及び空港までの移動手段については石垣市及び竹富町にて要調整。
 ※ 2：定員増等については今後検討。

避難実施要領のパターンの検討範囲

避難実施要領パターン検討用



九州各県の病院、社会福祉施設、福祉避難所等へ



↑ ドクターヘリ
海保（ヘリ・船舶）等

要配慮者※のうち特段の輸送手段で搬送する必要がある方（※避難行動要支援者、入院患者、在宅要医療者、施設入所者）

島外避難に係る避難実施要領のパターン1

(船舶及び航空機を活用する場合)



 与那国町

概要 ～全般方針～

避難実施要領
パターン1

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難の方針に基づき、町は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保したフェリー及び航空機をもって、**全住民が1日で島外（石垣市）に避難し**、（避難に関係する役場職員等の要員を除く）、その後、石垣市から九州への避難を完了する。
- この際、**要配慮者等の避難を優先する。**

島内の避難誘導の基本的な考え方 （右図参照）

- 与那国島内を祖納集落と久部良集落、比川集落に分け、祖納集落は祖納港及び空港、久部良集落は久部良漁港及び空港、比川集落は久部良漁港から避難
- 港から遠い地域（比川集落等）から組ごとに、順に避難
空港は便ごとに祖納集落、久部良集落に分けて組ごとに、順に避難
- 住民は、組単位で一時集合場所に集合後、県の確保した船舶等のダイヤに間に合うように避難港へ移動
- 特別養護老人ホームの入所者や要配慮者は、個別の状況に応じて航空機、フェリー等の輸送手段を選択し避難



※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

概要 ～輸送計画・残留者の確認要領等～

島外輸送計画 別紙イメージ参照

- 県等と調整し確保した船舶及び航空機の運航ダイヤに基づき、要員を除く全住民が1日で島外へ避難
- 要員の避難は、関係機関と連携し、住民の避難を確認後実施※今後継続検討

島内輸送計画 別紙イメージ参照

- 県が確保した船舶等の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→各港・空港は町で確保したバスで輸送
※島内バス会社1社計4台（大型1台（53名席+補助8席）、中型3台（39名席+補助6席、28名席、27名席） 合計：161名
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。
- 空港周辺道路は、駐車車両や渋滞等による混乱防止や、避難動線の確保を目的に、交通規制を行う。

残留者の確認方法等

- 確認者：（主）組の代表、警察（支援）役場職員、消防団等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警察に要請し、警備を強化する。

避難要領の通知・伝達要領

- 防災行政無線、FAX、町HP、公式SNS、広報車、消防車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達する。
- 伝達系統は、防災計画に準じる。

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

島外輸送計画の全体イメージ（検討時に前提とする輸送力）

1日最大約240世帯480名の輸送力

- ▶福山海運「フェリーよなくに」が運航
- ▶石垣-与那国間を1日2便、所要約4時間
- ▶定員120名→臨時定員240名（条件付で車両積載スペースも搭乗可とし定員の大幅増）

1日最大約260世帯520名の輸送力

- ▶通常運航機の頻度増（RACのDHC-8）
- ▶与那国-石垣間約35分、2機で1日11便を確保
- ▶通常仕様（定員50名）1機と担架が積載可能な要配慮者対応可能機（定員45名）1機の2機体制

1日最大約370世帯740名の輸送力

- ▶吉岐・対馬フェリー（株）の「みかさ」が運航
- ▶石垣-与那国間を1日2便、所要約4時間
- ▶定員185名→臨時定員370名（条件付で車両積載スペース等も搭乗可とし定員の大幅増）

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力
計約1,740名

平素の7倍以上の輸送力を確保

地図出典：国土地理院



写真出典：最西端観光（株） ホームページ

最西端観光保有バス（計：161名）
大型バス1台（53席 補助席8席）
中型バス3台（39名席 補助席6席、28名席、27名席）

町保有バス（計：28名）
小型バス2台（13名乗り、15名乗り）

〈輸送力確保と避難誘導の方針〉

- ☞一般の避難者の島外輸送力の主力は海路とし、空路も補完的に活用。
- ☞要配慮者は、空路を主力としつつ、船舶も補完的に活用。
- ☞船舶が着岸できない場合（目安の波高6m）は、空路のみの輸送となる。（別パターンで整理）

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

〈集落別人口〉R4年11月時点

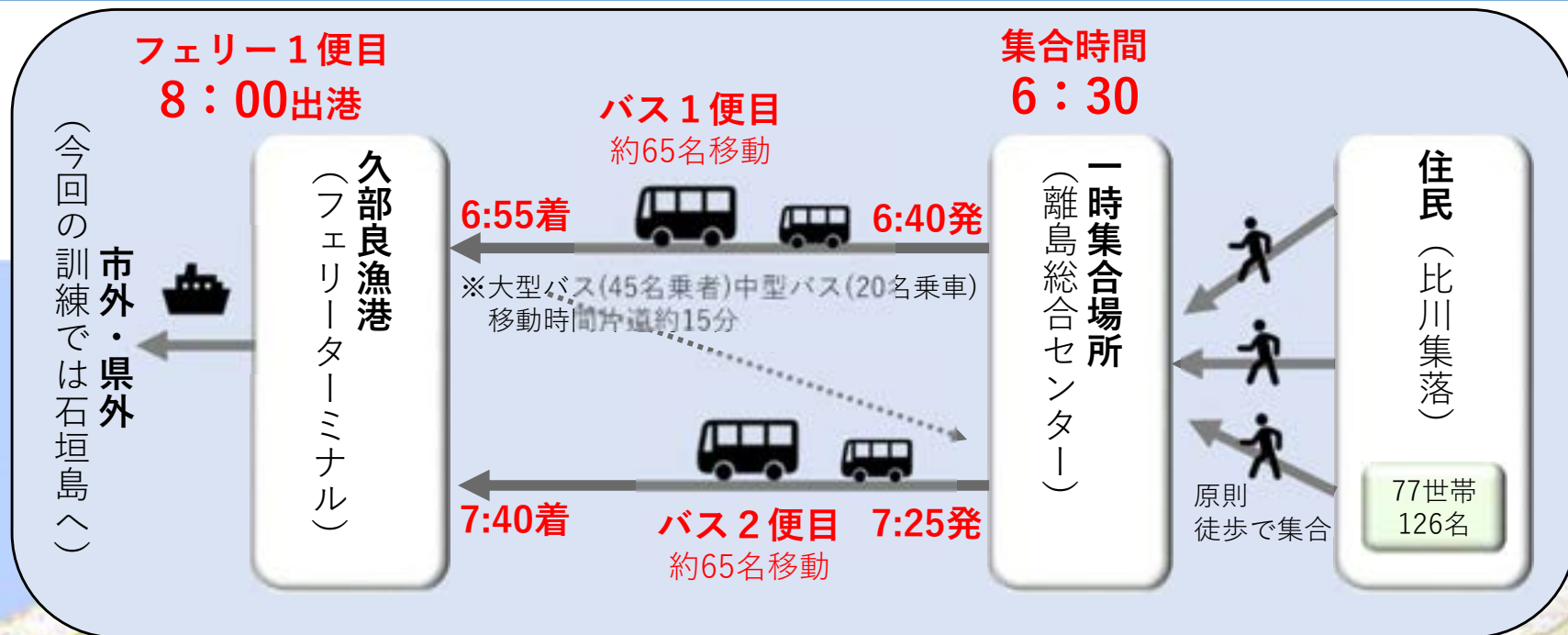
祖納集落	495世帯	925名
久部良集落	397世帯	659名
比川集落	77世帯	126名
計	974世帯	1710名

（うち 自衛官 約150名）

※その他集落外5世帯、特養入所者30名、入域者（訓練上68名）等を考慮する必要あり

島内輸送計画のイメージ（比川集落）

一時集合場所の離島総合センターに6:30に原則徒歩で集合後、久部良漁港まで以下のとおりバスで移動、8:00出港の船舶で避難



久部良漁港

比川集落
77世帯
126名

島内輸送力

最西端観光保有バス (計: 161名)
大型バス 1台 (53席 補助席 8席)
中型バス 3台 (39名席 補助席 6席、28名席、27名席)

町保有バス (計: 28名)
小型バス 2台 (13名乗り、15名乗り)
※主に徒歩で集合できない方に対応

※バスの配車時間等は現在調整中のため、今後変更となる可能性がある。

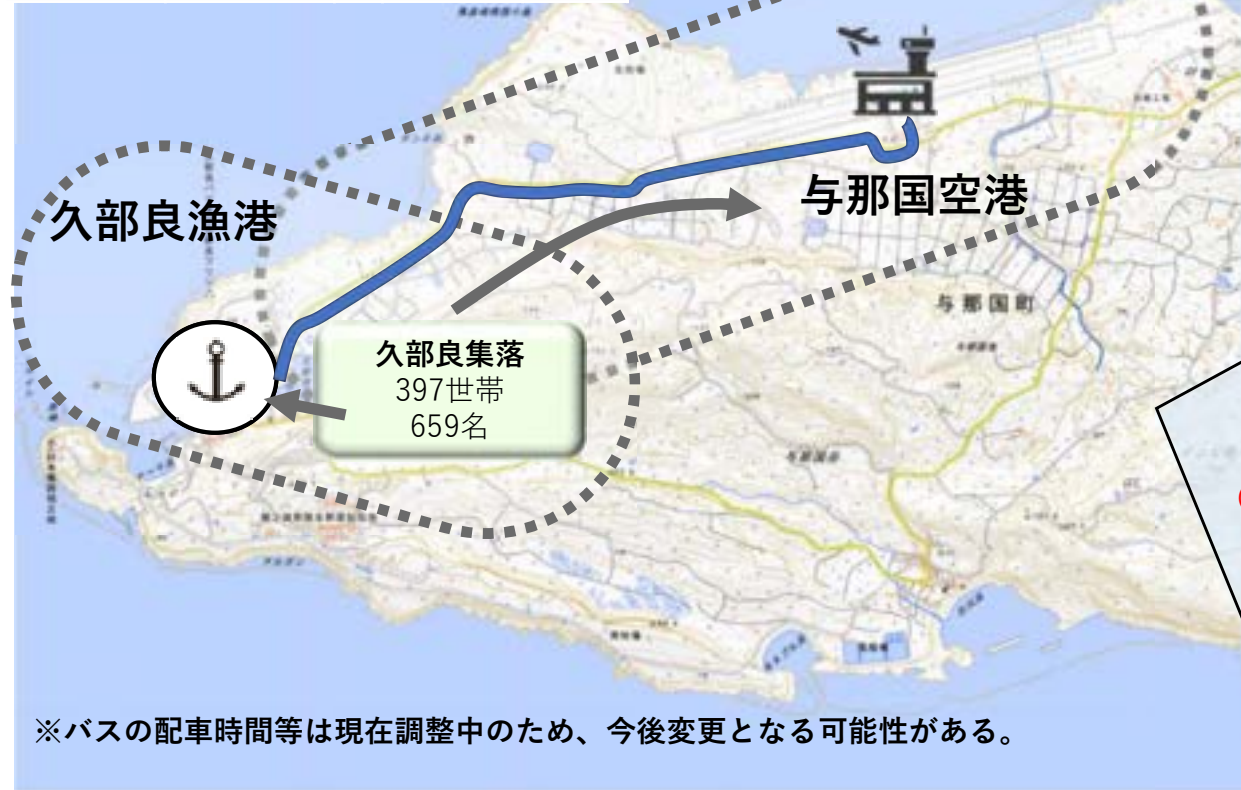
島内輸送計画のイメージ (久部良集落)

久部良南、北の組が各一時集合場所に下記の時間までに原則徒歩で集合後、久部良漁港へは徒歩、空港へはバスで移動し避難

※中型バス(25名乗車) + 中型バス(25名乗車)
移動時間片道約15分 ⇒ 約200人移動

※大型バス(45名乗車) + 中型バス(25名乗車)
移動時間片道約15分 ⇒ 約140人移動

集合時間	集合場所		空港	便
6:40	6:50発	⇒	7:05着	1
7:30	7:40発	⇒	7:55着	2
8:20	8:30発	⇒	8:45着	3,4
11:10	11:20発	⇒	11:35着	5,6,7



※バスの配車時間等は現在調整中のため、今後変更となる可能性がある。



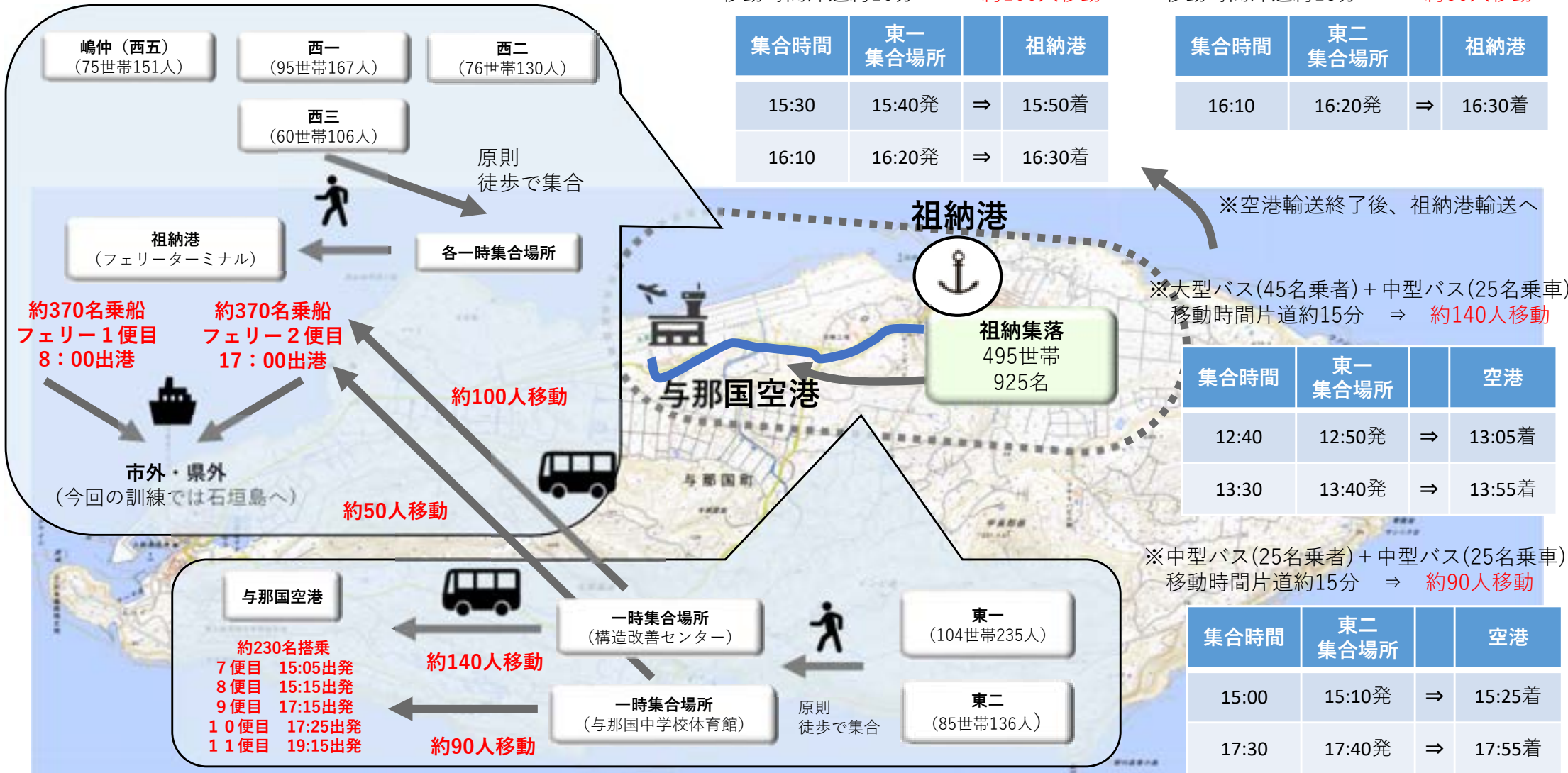
**避難実施要領
パターン1**

島内輸送計画のイメージ（祖納集落）

東一・二組は、原則徒歩で下記の時間までに各一時集合場所に集合後、バスで祖納港又は空港へ移動し避難

西一・二・三・五（嶋仲）は、原則徒歩で下記の時間までに各一時集合場所に集合後、祖納港へは徒歩で移動し避難

※大型バス(45名乗者) + 中型バス(25名乗車) 移動時間片道約10分 ⇒ **約100人移動**
 ※中型バス(25名乗者) + 中型バス(25名乗車) 移動時間片道約15分 ⇒ **約50人移動**



集合時間	東一 集合場所	祖納港
15:30	15:40発 ⇒	15:50着
16:10	16:20発 ⇒	16:30着

集合時間	東二 集合場所	祖納港
16:10	16:20発 ⇒	16:30着

集合時間	東一 集合場所	空港
12:40	12:50発 ⇒	13:05着
13:30	13:40発 ⇒	13:55着

集合時間	東二 集合場所	空港
15:00	15:10発 ⇒	15:25着
17:30	17:40発 ⇒	17:55着

与那国空港

一時集合場所 (構造改善センター) ⇒ **約140人移動**

一時集合場所 (与那国中学校体育館) ⇒ **約90人移動**

東一 (104世帯235人)

東二 (85世帯136人)

原則 徒歩で集合

約230名搭乗
 7便目 15:05出発
 8便目 15:15出発
 9便目 17:15出発
 10便目 17:25出発
 11便目 19:15出発

※バスの配車時間等は現在調整中のため、今後変更となる可能性がある。

交通規制の全体イメージ ～空港周辺道路の避難動線確保～

- 空港への避難用貸切バスの運行動線等を確保するため、以下のとおり交通規制を実施
(役場の許可を得ていないマイカー避難者が空港周辺に路上駐車し交通障害となることを懸念)
- 避難用バス及び町から許可を受けた住民(要配慮者及びその支援者等) 以外の車両は、通行不可

久部良→空港ルート (民宿もすら付近)



3

祖納→空港ルート (駐在所付近)



2



比川集落の避難が概ね完了後、移動

久部良→比川経由空港 (駐在所付近)



4

1



比川→空港ルート (さとや付近)

※各規制場所は、ロードコーン等を活用し原則役場職員等による1名体制
※許可を受けていない住民等が来た場合、各一時集合場所を案内

島外避難に係る避難実施要領のパターン2

(波浪等により船舶が使用できない場合の航空機を運用するパターン)



 与那国町

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難の方針に基づき、町は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保した航空機をもって、全住民が1日で島外（九州）に避難する。（避難に関する役場職員等の要員を除く）
- この際、要配慮者等の避難を優先する。

島内の避難誘導の基本的な考え方 （右図参照）

- 与那国島内を祖納集落と久部良集落、比川集落に分け、各集落からバスを活用して空港に避難
- 空港から遠い地域（比川集落等）から組ごとに、順に避難
空港は便ごとに祖納集落、久部良集落に分けて組ごとに、順に避難
- 住民は、組単位で一時集合場所に集合後、県の確保した航空機のダイヤに間に合うように空港へ移動
- 特別養護老人ホームの入所者や要配慮者は、一般の住民と同様、県の確保した民間の航空機による避難を基本とするが、必要に応じ、関係機関と連携し1日で島外へ避難することを追求



※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではありません。

島外輸送計画 別紙イメージ参照

- 県等と調整し確保した航空機の運航ダイヤに基づき、要員を除く全住民が1日で島外へ避難
- 要員の避難は、関係機関と連携し、住民の避難を確認後実施※今後継続検討

島内輸送計画 別紙イメージ参照

- 県が確保した航空機の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→空港は町で確保したバスで輸送
※島内バス会社1社計4台（大型1台（53名席+補助8席）、中型3台（39名席+補助6席、28名席、27名席） 合計：161名
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。
- 空港周辺道路は、駐車車両や渋滞等による混乱防止や、避難動線の確保を目的に、交通規制を行う。

残留者の確認方法等

- 確認者：（主）組の代表、警察（支援）役場職員、消防団等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警察に要請し、警備を強化する。

避難要領の通知・伝達要領

- 防災行政無線、FAX、町HP、公式SNS、広報車、消防車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達する。
- 伝達系統は、防災計画に準じる。

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。


島外輸送計画 ～波浪等により船舶が使用できない場合の航空機を運用するパターン～

避難実施要領
パターン2

考え方

- ▶ 与那国空港で運用可能な最大機(B737)を1日12便確保
- ▶ 与那国空港→熊本空港 (150分)
(骨幹輸送の福岡空港、鹿児島空港以外で、鹿児島空港の次に距離が短いこと等を考慮し熊本空港と仮定)
- ▶ 通常仕様(定員165名)4機と担架が積載可能な要配慮者対応可能機(定員159名)3機の7機体制
- ▶ 給油は熊本空港で実施

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力
 **≧ 1,700名以上**
 平素の7倍以上の輸送力を確保



最西端観光保有バス(計:161名)
 大型バス1台(53席 補助席8席)
 中型バス3台(39名席 補助席6席、28名席、27名席)

町保有バス(計:28名)
 小型バス2台(13名乗り、15名乗り)

〈輸送力確保と避難誘導の方針〉

- ☞ 一般の避難者は、航空機の出発時間に合わせて一時集合場所に集合し、バスで空港に向かう。
- ☞ 要配慮者は、必要に応じ関係機関への要請も考慮

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

島内輸送力

島内・島外輸送計画の運用ダイヤ（一案）イメージ ～波浪等により船舶が使用できない場合の航空機を運用するパターン～

避難実施要領
パターン2

考え方

- 基本パターンと同様、遠い集落から順に（比川→久部良→祖納）、組を単位として、バスを活用し避難誘導する。
- 住民の空港到着時間は、空港発の2時間前を目安とする。（例えば1便目の場合、5:30住民空港着→6:00機体空港着→7:30空港発）
- 島内輸送は、バス4台（大型1、中型3、計最大161名）を1セットとして運用
- 最終2便は残席に余裕を持たせ、避難者の突発的な追加に対応可能な計画とする。

	島内輸送計画										島外輸送計画												
	避難者の対象地域等				集合時間	集合場所発	空港着	機体名	機体No.	搭乗人員(名)	搭乗定員(名)	残席	搭乗率(%)	与那国空港機材着	与那国空港発	熊本空港着	熊本空港機材発	与那国空港機材着					
1	比川	126	入域者	20		5:00	5:15	⇒	5:30	B737-800	①	146	159	13	91.8	6:00	7:30	⇒	9:30	10:30	⇒	13:00	
2	久部良北	120	入域者	28		6:00	6:15	⇒	6:30	B737-800	②	148	159	11	93.1	7:00	8:30	⇒	10:30	11:30	⇒	14:00	
3	久部良北	113	久部良南	22	入域者	20	7:00	7:15	⇒	7:30	B737-800	③	155	159	4	97.5	8:00	9:30	⇒	11:30	12:30	⇒	15:00
4	久部良南	155					8:00	8:15	⇒	8:30	B737-800	④	155	165	10	93.9	9:00	10:30	⇒	12:30	13:30	⇒	16:00
5	久部良南	155					9:00	9:15	⇒	9:30	B737-800	⑤	155	165	10	93.9	10:00	11:30	⇒	13:30	14:30	⇒	17:00
6	久部良南	94	祖納東一	61			10:00	10:15	⇒	10:30	B737-800	⑥	155	165	10	93.9	11:00	12:30	⇒	14:30		⇒	
7	祖納東一	150					11:00	11:15	⇒	11:30	B737-800	⑦	150	165	15	90.9	12:00	13:30	⇒	15:30		⇒	
8	祖納東一	24	祖納東二	136			12:00	12:15	⇒	12:30	B737-800	①	160	165	5	97	13:00	14:30	⇒	16:30		⇒	
9	西五	151					13:00	13:15	⇒	13:30	B737-800	②	151	165	14	91.5	14:00	15:30	⇒	17:30		⇒	
10	西一	147					14:00	14:15	⇒	14:30	B737-800	③	147	165	18	89.1	15:00	16:30	⇒	18:30		⇒	
11	西三	106	西一	20			15:00	15:15	⇒	15:30	B737-800	④	126	165	39	76.4	16:00	17:30	⇒	19:30		⇒	
12	西二	130					16:00	16:15	⇒	16:30	B737-800	⑤	130	165	35	78.8	17:00	18:30	⇒	20:30		⇒	

※上記数値は現在関係者等と検討中との内容であり、今後変更となる可能性がある。 1778 1962 184

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

与那国町 避難実施要領のパターン

参考 検討基礎資料

(平素の輸送力、避難者数、避難の実施単位、集落位置図等)

平素の輸送力と集落人数

航路は「フェリーよなくに」が運航
石垣-与那国間を週2回運航
所要時間約4時間
定員120名

空路は「琉球エアコミューター (RAC)」が就航
石垣から約30分
与那国-石垣間は1日3便
那覇から約1時間20分
与那国-那覇間は1日1便
定員50名

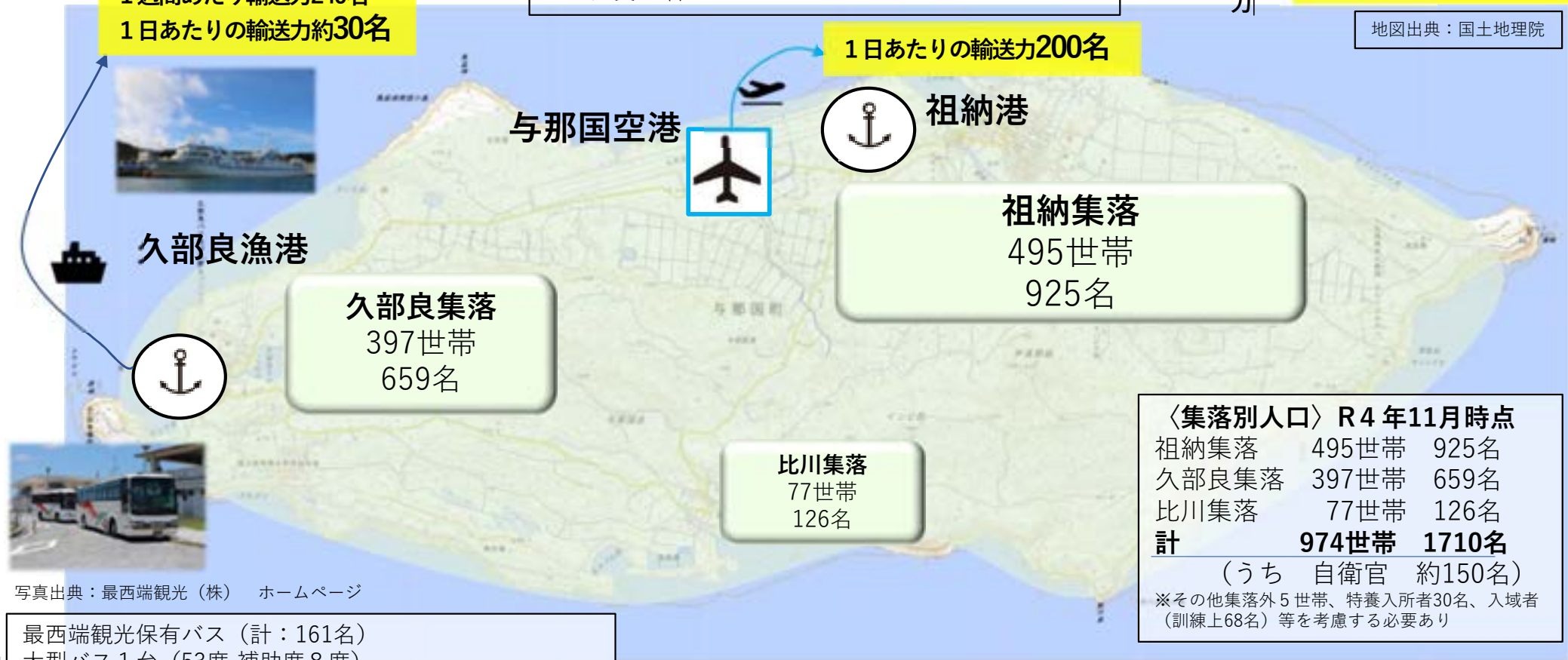
島外輸送力

1日あたりの最大輸送力
船 + 機 計約230名

地図出典：国土地理院

1週間あたり輸送力240名
1日あたりの輸送力約30名

1日あたりの輸送力200名



写真出典：最西端観光 (株) ホームページ

最西端観光保有バス (計：161名)
大型バス1台 (53席 補助席8席)
中型バス3台 (39名席 補助席6席、28名席、27名席)

町保有バス (計：28名)
小型バス2台 (13名乗り、15名乗り)

※その他陸上自衛隊与那国駐屯地に
マイクロバス2台 (定員25名) 有

〈集落別人口〉 R4年11月時点

祖納集落	495世帯	925名
久部良集落	397世帯	659名
比川集落	77世帯	126名
計	974世帯	1710名

(うち 自衛官 約150名)
※その他集落外5世帯、特養入所者30名、入域者(訓練上68名)等を考慮する必要あり

島内輸送力

避難者数（避難行動要支援者、入域者含む）、避難の実施単位の考え方

避難者数は、下記の表のとおり。

組長 9 人が各組の避難誘導の主体となれば、住民の顔や性格等含め熟知しており有効であることから、避難の実施単位は「組」単位とする。また、避難先も理想的には組単位でまとめることが理想と考える。

- ・ 祖納集落
 - ▶ 東自治公民館 ①東一組、②東二組
 - ▶ 西自治公民館 ③西一組、④西二組、⑤西三組
 - ▶ 嶋仲自治公民館 ⑥西五組
- ・ 久部良集落 ▶ 久部良自治公民館 ⑦久北組、⑧久南組
- ・ 比川集落 ▶ 比川自治公民館 ⑨比川組

与那国町 地区ごとの人口分布、世帯数等（R4年11月時点 出展：町世帯数調表）

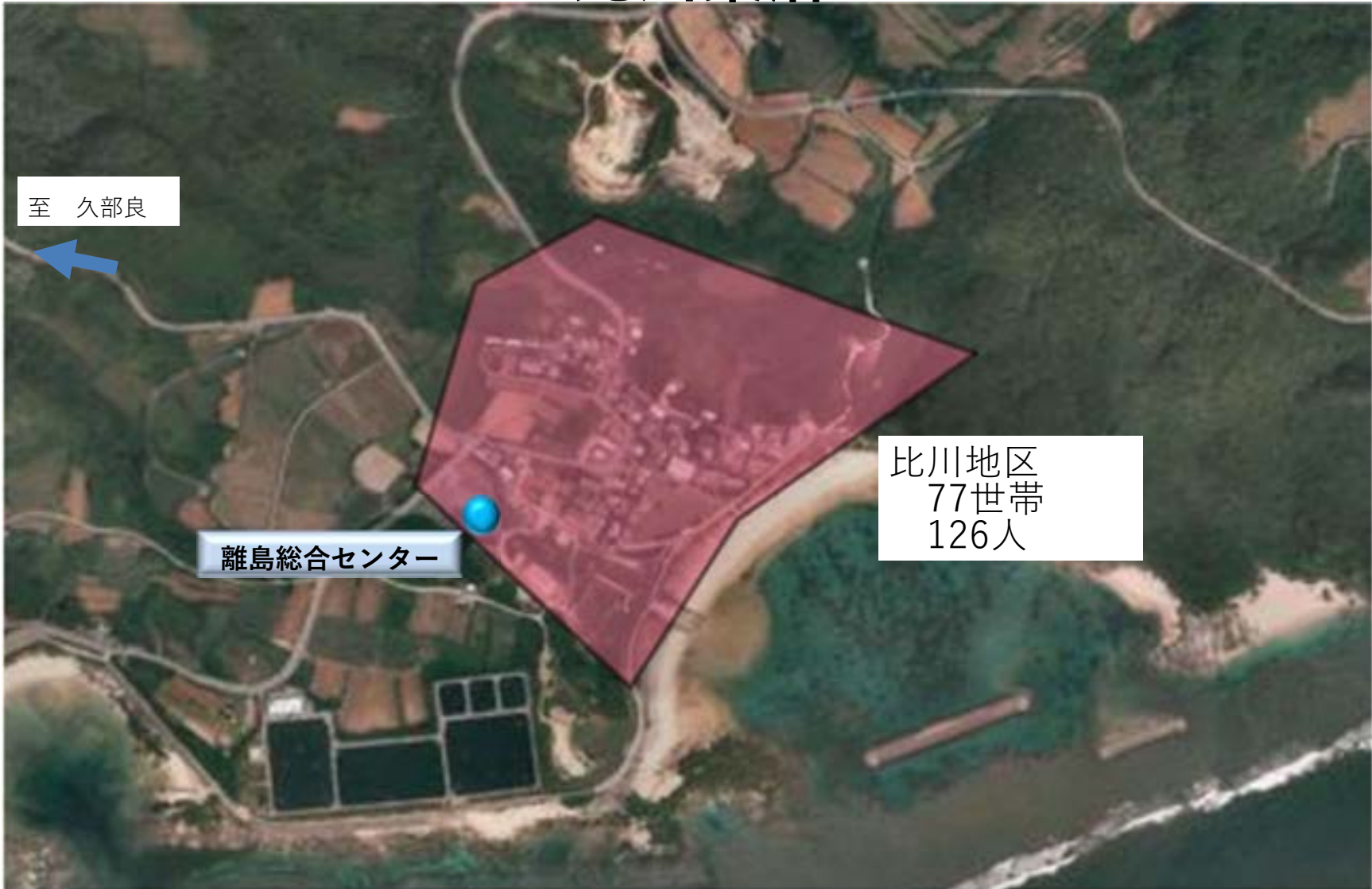
	世帯	人数	地区（公民館）	世帯	人数	避難行動要支援者	左のうち行政の支援が必要な方	組（避難単位）	組別人口	一時避難場所	一時避難収容人数
祖納集落	495	925	東自治公民館	188	371	13	5	東一組	235	構造改善センター	130
								東二組	136	与那国中学校体育館	515
			西自治公民館	231	403	22	5	西三組	106	保健センター	253
								西二組	130	西自治公民館	170
								西一組	167	複合型公共施設	391
嶋仲自治公民館	75	151	5	3	西五組	151	与那国町活性化施設	381			
久部良集落	397	659	久部良自治公民館	397	659	19	4	久北組	233	久部良小学校体育館	565
								久南組	426	久部良多目的集会施設	229
比川集落	77	126	比川自治公民館	77	126	4	4	比川	126	離島総合センター	397
集落外	5		—								
入域者	—	68									
計	974	1,778									

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

※特別養護老人ホームの定員30名及び職員数は含まない。

比川集落

● : 一時集合場所



地図出典：国土地理院地図

久部良集落

● : 一時集合場所



地図出典：国土地理院地図

祖納集落

● : 一時集合場所



地図出典：国土地理院地図